

令和 2 年度第 3 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 2 年 5 月 1 9 日

担当部・課：産業部水産課 水産卸管理事務所〔96-1021〕

① 件 名
卸売市場法改正に伴う関係条例等の整備について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】</p> <p>食品流通の多様化を踏まえ、生産者の所得の向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るために、卸売市場においては創意工夫を生かした取組を促進するとともに、流通の合理化と取引の適正を図ることが必要とされることから、平成 3 0 年 6 月に卸売市場法の一部が改正され、本年 6 月に施行される見込みとなった。</p> <p>それに伴い、宮城県卸売市場条例については、地方卸売市場の開設等の許可が削除されたことや、新たに定められた地方卸売市場の認定に関する事項が全て改正卸売市場法に定められたことから、令和 2 年 6 月に廃止されることとなった。</p> <p>【目的】</p> <p>市場業務を適正に運営するため、卸売市場法の改正等に伴い、関係条例等の見直しを行う。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卸売市場法（昭和 4 6 年法律第 3 5 号） ・宮城県卸売市場条例（昭和 4 6 年宮城県条例第 4 9 号） ・石巻市水産物地方卸売市場条例（平成 1 7 年条例第 2 3 1 号） ・石巻市水産物地方卸売市場業務規則（平成 1 7 年規則第 1 7 7 号） <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>令和元年 1 0 月 ～令和 2 年 5 月 卸売人（石巻売場：石巻魚市場株・牡鹿売場：牡鹿漁協）との協議</p>
⑤ 主な内容
<p>卸売市場法の一部改正及び宮城県卸売市場条例の廃止に伴い、関係例規である石巻市水産物地方卸売市場条例及び石巻市水産物地方卸売市場業務規則の見直しを行う。</p> <p>1 石巻市水産物地方卸売市場条例の一部改正の概要</p> <p>(1) 市場施設の使用許可について</p> <p>卸売業者以外の者で買受人事務所その他市長が定める市場の施設等を使用しようとする申請者のうち、次のいずれかに該当するときは、許可をしてならない旨を追加する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 申請者が、法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であるとき。 ② 申請者が、第 5 条の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して 2 年を経過しない者であるとき。 ③ 申請者が法人であってその業務を執行する役員のうち第 1 号又は第 2 号に該当する者があるものであるとき。 ④ 申請者が地方卸売市場における卸売の業務を公平かつ適確に遂行するのに必要な知識及び経験若しくは資力信用を有する者でないとき。

- (2) 市場運営協議会について
協議会が、次の事項の変更について、市長に意見を述べることができる旨を追加する。
- ① 取扱品目
 - ② 開場の期日及び時間
 - ③ 卸売の業務に係る売買取引及び決済の方法
 - ④ 卸売の業務を行う者に関する事項
 - ⑤ 買受人等関係事業者に関する事項
- その他上記改正に合わせ、必要事項の明記等を行う。

2 石巻市水産物地方卸売市場業務規則の一部改正の概要

- (1) 卸売業務の許可申請について
市場の施設を使用する卸売業者で、市長の許可を受けようとする者が、氏名等を記載した申請書を市長に提出しなければならない旨を追加する。(※従来は宮城県知事が許可していた。)
- (2) せり人の承認について
せり人は卸売業者が承認し、市長に届けなければならない旨を追加する。(※従来は宮城県知事に申請していた。)
- (3) 売買取引の原則について
売買取引を行う者は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない旨を追加する。
- (4) 卸売業者の差別的扱いの禁止について
卸売業者は、出荷者又は買受人その他卸売業者から卸売を受ける者に対して、不当に差別的な取引をしてはならない旨を追加する。
- (5) 売買取引の条件の公表について
卸売業者は、営業日及び営業時間等を取引の条件として定めたとき、公表しなければならない旨を追加する。
- (6) 卸売業者による売買取引の結果等の公表等について
卸売業者が行う卸売予定数量並びに卸売の数量及び価格（消費税額及び地方消費税額を含む。）の公表は、市場内の見えやすい場所に掲示するものとする旨等を追加する。
- (7) 受託契約約款について
卸売業者は、市場における卸売のため販売の委託の引受けについて受託契約約款等を定め、市長に届けでなければならない旨及びそれに定める事項について追加する。
その他上記改正に合わせ、必要事項の明記等を行う。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

関係条例等の見直しを行うことにより、市場業務が適正に運営される。

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内特定3種漁港における条例改正状況
塩竈市及び気仙沼市：令和2年3月定例会で条例改正

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和2年6月 市議会第2回定例会に、石巻市水産物地方卸売市場条例の一部改正について提案
（公布の日から施行、適用日：令和2年6月21日）
石巻市水産物地方卸売市場業務規則の一部改正
（公布の日から施行、適用日：令和2年6月21日）

⑨その他

食品流通構造を確立していくために、今後も魚市場の運営について石巻市水産物地方卸売市場運営協議会にて協議（審議）し、必要に応じて、更なる関係規則等の改正を行う。